

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3079号)

令和6年6月20日

横情審答申第 3079 号

令和 6 年 6 月 20 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子 正史

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年11月29日教南指第472号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録（特定年月日）」、「面談記録（特定月日分）」、「議員対応記録」及び「平成30年9月13日付個人情報本人開示請求書の全部開示、一部開示及び全部非開示の決定について（教南指第374号）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表1に示す個人情報1から個人情報4までを一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和元年8月2日付で行った、個人情報1から個人情報4まで（以下これらを「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 旧条例第22条第3号の該当性について

## ア 個人情報1及び個人情報4について

非常勤嘱託員の氏名は、特定の個人を識別できるため、本号本文に該当し、非開示とした。当該非常勤嘱託員は、教育委員会事務局南部学校教育事務所（以下「南部事務所」という。）に所属していたスクールソーシャルワーカーであって、その氏名は一般に閲覧に供されている職員録等には記載されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書アに該当しない。

## イ 個人情報2及び個人情報4について

(ア) 本人開示請求者以外の個人の聞き取り内容の記録には、当該個人の氏名が記載されている。これを開示することにより特定の個人を識別できるため、本号本文に該当し、非開示とした。

(イ) 本人開示請求者以外の個人の聞き取り内容の記録のうち、話し合った内容及び成果には、当該個人の発言内容及び状況等の情報が記載されている。

当該記載は、当該個人の生活や内心の秘密に関する情報であって、当該個人を

識別できないが、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し非開示とした。

- (ウ) 審査請求人は、当該非開示部分は本号ただし書イ及びウに該当するため、開示すべきと主張する。

本号ただし書イの該当性の判断に当たっては、本人開示請求者以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される利益と、開示することによる利益を比較衡量して判断する必要がある。この点、いじめは、一定の人的関係にある児童生徒の間で生じるものであり、その具体的内容は、当該行為を受けた側の情報であると同時に当該行為を行った側の情報でもある。このため、文書の開示・非開示の判断に当たっては、その調査に関わる児童生徒及びその保護者全員の権利利益について、慎重に判断する必要がある。当該非開示部分は、いじめ事案に関わる個人を特定するおそれがあり、また、特定の個人を識別できないとしても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、このような情報を開示することは、その調査に関わる児童生徒の健全な発育に影響を与える等、権利利益を侵害するおそれがある。

審査請求人は、当該非開示部分は審査請求人の子の健康・生活を保護するために必要だと主張しているが、当該非開示部分が開示された場合に審査請求人の子の健康・生活が保護されるという利益と、開示しないことにより保護される審査請求人以外の権利利益を比較衡量した場合に、前者が後者を上回るとはいえないため、本号ただし書イには該当しないと判断した。

また、当該非開示部分は、公務員の職務遂行に係る内容ではないため、本号ただし書ウに該当しない。

#### ウ 個人情報 3 及び個人情報 4 について

審査請求人は、市会議員の氏名は本号ただし書ウに該当し、非開示情報に当たらないと主張するが、本件処分において市会議員の氏名は開示している。

### (2) 旧条例第22条第7号の該当性について

#### ア 個人情報 1 及び個人情報 4 について

個人情報 1 及び個人情報 4 には、本人開示請求者及びその子に対する所見や助言内容及び共有情報等に関する情報が含まれている。この所見や助言内容は、関係機関が本人開示請求者及びその子について率直に述べたもので、本人開示請求者の認識と異なる場合、これを開示することにより、関係機関と本人開示請求者との信頼

関係が損なわれ、適正な相談や支援業務が困難になるなど、本人開示請求者の子に係るいじめ問題の解決に関し、適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

また、関係機関との相談記録や共有情報は、第三者には開示しないことを前提に関係機関から提供されたもので、開示すれば、今後の児童生徒の問題解決に関する業務において、関係機関の協力が得られなくなるおそれが生じるため、本号に該当し、非開示とした。

#### イ 個人情報 2 及び個人情報 4 について

本人開示請求者以外の聞き取り内容のうち、話し合った成果については、実施機関がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に係る調査のため、審査請求人を含む関係者への対応や評価等を記載したものである。

これらの情報を開示し、審査請求人又は関係者の認識と異なっていた場合、実施機関とこれらの者との信頼関係が損なわれ、いじめ事案に関する調査が困難になる等、実施機関の業務に支障が生じるおそれがある。また、面談者は、内容について秘密が守られることを前提に面談しており、その前提が崩れると、いじめ事案に関する調査そのものの遂行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し非開示とした。

なお、令和元年8月2日教南指第234号による個人情報一部開示決定通知書では、本人開示請求者以外の個人の聞き取りの内容の記録について、旧条例第22条第3号のみに該当して非開示としていたが、改めて検討したところ、根拠規定について本号を追加する。

#### ウ 個人情報 3 及び個人情報 4 について

議員の所見及び対応内容については、相談を受けた議員の相談者に対する所見及び今後の対応を実施機関が聞き取り記録したものであり、これらの情報は、公開することを前提に聞き取ったものではなく、公開すると実施機関と議員との信頼関係が損なわれ、今後の実施機関の業務の遂行に支障が出るため、本号に該当し、非開示とした。

なお、令和元年8月2日教南指第234号による個人情報一部開示決定通知書では、議員の所見及び対応内容について、旧条例第22条第3号に該当して非開示としていたが、改めて検討したところ、根拠規定を本号に訂正する。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 非開示部分（黒塗り部分）全てを開示するよう求める。
- (3) 個人情報1について

ア 非常勤嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号にいう特別職の地方公務員であり、同法第2条の地方公務員に当たる。したがって、当該非常勤嘱託員の氏名は、旧条例第22条第3号ウに該当し非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

イ 当該文書は、旧条例第22条第7号アからオまでに該当しない。「その他～当該事務～の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の該当性判断は、当該規定が抽象的であることから拡大解釈されるおそれが大きい。拡大解釈は慎まれるべきである。

警察の役割、性質等を鑑みると、当該文書を開示したところで、今後同種の事案において教育委員会との打合せを拒み、又は発言を躊躇する蓋然性はない。

- (4) 個人情報2について

ア 当該文書は、地方公務員である教諭の職務遂行の内容を記載した文書であり、旧条例第22条第3号ウに該当し非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

イ 当該文書は、審査請求人の子を被害者とするイジメ事案の記録であり、審査請求人の子が同種イジメに遭うことを防止するという点で、同人の健康、生活を保護するために必要な情報であり、旧条例第22条第3号イに該当し非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

- (5) 個人情報3について

ア 市議員は、地方公務員法第3条第3項第1号にいう特別職の地方公務員であり、同法第2条の地方公務員に当たる。したがって、当該議員の氏名は、旧条例第22条第3号ウに該当し、非開示情報に当たらない。

イ そして、非開示とされた部分も当該議員の職及び職務遂行の内容に係る情報であり、旧条例第22条第3号ウに該当し非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

ウ 当該文書は、審査請求人の子を被害者とするイジメ事案の記録であり、審査請求

人の子が同種イジメに逢うことを防止するという点で、同人の健康、生活を保護するために必要な情報であり、旧条例第22条第3号イに該当し非開示情報に当たらないから、本件処分は違法である。

(6) 個人情報4について

(3)から(5)までと同様の主張である。

(7) 実施機関が弁明書において追加した旧条例第22条第7号該当の主張は、いずれも抽象的なおそれを指摘するのみで、「客観的なおそれ」「実質的な支障」「支障が生じる蓋然性」を指摘しておらず、本号に該当しないから、本件処分は違法である。

## 5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) いじめに係る対応の事務について

横浜市では、法に基づき、横浜市いじめ防止基本方針を平成25年12月に策定している。

横浜市立学校においては、いじめ防止対策をはじめ、いじめを受けていると思われる場合やいじめの訴えがあった場合には、この方針に基づき対応している。

また、いじめによる重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査及び再発防止に向けた取組を行っている。

(3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、特定のいじめ事案（以下「本件事案」という。）に関し、実施機関が法第28条第1項に規定するいじめによる重大事態に係る調査等を行った際の記録及び本件事案に関して市議員からの問合せに応じた際の記録である。

(ア) 個人情報1は、審査請求人及びその子から相談を受けた神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センター（以下「センター」という。）と南部事務所との打合せの記録であって、開催日時、参加者のほか、「神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センター」、「当該児童に対する見立て」、「当該児童母に対する見立て」及び「関係生徒の見相通告に関して」に項目立てをして、参加者の発言

など打合せ内容が記録されている。

- (イ) 個人情報 2 は、教諭と関係児童の保護者との面談記録であって、面談日時、面談した関係児童の保護者の氏名のほか、「話し合いをもった意図」、「話し合った内容」及び「話し合った成果」に項目立てをして、それぞれの内容が記録されている。
- (ウ) 個人情報 3 は、市議員が審査請求人から相談を受け、南部事務所に問い合わせた内容をまとめた議員対応報告書及び対応記録メモである。議員対応報告書には、対応日時、会派名、議会種別、議員名、選出選挙区、対応者の所属・氏名、テーマ、接触形態及び対応の内容が記載されており、対応記録メモには、相談者名、議員名、議員が相談者から受け取ったメールの概要、議員の発言内容及び南部事務所の対応について記載されている。
- (エ) 個人情報 4 は、個人情報本人開示請求書の全部開示、一部開示及び非開示の決定に関する決裁文書であり、個人情報 1 から個人情報 3 までのほか関係児童の保護者からの手紙等の保有個人情報が記載されている。

イ 当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、旧条例第22条第3号及び第7号の該当性について、以下検討する。

#### (4) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 個人情報 1 及び個人情報 4 のうち非常勤嘱託員の氏名は、本人開示請求者以外の



個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。

また、非常勤嘱託員の氏名は、横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書アに該当しないし、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

ウ 個人情報 2 及び個人情報 4 のうち面談した関係児童の保護者の氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるため、本号本文に該当する。

個人情報 2 及び個人情報 4 のうち話し合った内容には、面談した関係児童の保護者の発言内容が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人の考え方や感情など内心の情報であって、特定の個人を識別できないとしても、これを開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文に該当する。

次に、話し合った成果には、関係児童の保護者について教諭が考えていた対応方法や面談後の感想が記載されている。これらの情報は、教諭の考えに係る情報であるが、同時に関係児童の保護者の個人情報でもあると認められ、これを開示することにより、当該保護者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文に該当する。

また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 個人情報 4 のうち関係児童の保護者からの手紙は、関係児童の様子など子どもから聞いた内容について保護者が書いた手紙であり、関係児童及びその保護者の本件事案に関する気持ちが率直に記されている。このことから、当該情報は、その全体が、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当する。

また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### (5) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 旧条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 個人情報 1 及び個人情報 4 のうち打合せ内容の記録には、センター又は実施機関

が審査請求人及びその子から聞き取った内容と聞き取り時の状況、それに基づく両者に対する見立て及び対応の方向性が具体的に記載されており、その内容が審査請求人及びその子の認識と異なっていた場合、これを開示すると、センター又は実施機関と審査請求人との信頼関係に支障が生じ、さらにはセンターと実施機関との信頼関係にも支障を及ぼし、その結果、センター及び実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

しかし、このうち別表2に示す部分については、審査請求人とその子がセンターにおいて面談した回数及び頻度や文書の項目名であり、これらの情報は、開示することにより、センター及び実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

ウ 個人情報2及び個人情報4のうち話し合った成果は、上記(4)ウのとおり旧条例第22条第3号に該当することから、本号該当性を検討するまでもない。

エ 個人情報3及び個人情報4のうち議員の所見及び対応内容には、相談を受けた議員の相談者に対する所見及び実施機関の今後の対応が記録されている。これらの情報は、他には知らせないことを前提に話され、また記録された情報であると考えられ、これを開示すると、実施機関の今後の適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

## (6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を旧条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## (第三部会)

委員 金井恵里可、委員 飯島奈津子、委員 板垣勝彦、委員 久保博道

### 別表1 本件保有個人情報

個人情報	審査請求に係る保有個人情報
個人情報1	神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録(特定年月日)
個人情報2	面談記録(特定月日分)
個人情報3	議員対応記録
個人情報4	平成30年9月13日付個人情報本人開示請求書の全部開示、一部開示及び全部非開示の決定について(教南指第374号)

別表2 開示すべき部分

個人情報	開示すべき部分
個人情報1及び個人情報4	神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センターの項目内非開示部分1行目の全て
	当該児童母に対する見立ての項目内非開示部分18行目の全て

## 《 参 考 》

## 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年11月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年1月15日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和6年2月15日 (第300回第三部会)	・審議
令和6年3月21日 (第301回第三部会)	・審議
令和6年4月18日 (第302回第三部会)	・審議
令和6年5月27日 (第303回第三部会)	・審議